

いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2020.6.30
223号

発行／公益社団法人
石巻法人会
広報委員会

〒986-0032
石巻市開成一番地35
(石巻ルネッサンス館1F)
TEL (0225) 93-6704
FAX (0225) 93-6705

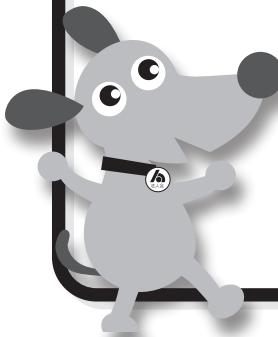
印刷／株松弘堂



令和2年度定時社員総会

主な内容

令和2年度定時社員総会写真	P 1
令和2年度定時社員総会開催報告	P 2
令和2年度青年部会・女性部会報告会書面開催報告	P 2
石巻税務署よりお知らせ		
期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です	P 3
新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ	P 4, 5
定年延長70歳時代 企業はどう対応するか	P 6, 7
石巻の歴史から ^⑯ 「天保八年飢饉の後にチリ地震津波」	P 8, 9
経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答	P 10
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 11
石巻法人会受託会社のご紹介	P 12



令和二年度 定時社員総会を開催

去る、六月十一日(木)石巻グラン ドホテルに於いて、令和二年度定時社員総会が挙行され、総正会員数の三分の一以上を満たす、四百九十八名(委任状を含む)が出席しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は表彰式・特別講演会・会員交流会を中止とし、大幅に縮小しての開催となりました。総会では、まず既に理事会で承認された事項が報告されました。

続いて、三議案が上程され、いずれも原案通り満場一致で可決承認されました。

報告及び議案は左記の通り

【報告事項】

- ◇令和元年度事業報告の件
- ◇令和二年度事業計画報告の件
- ◇令和二年度収支予算報告の件

【議案】

- ◇第一号議案 令和元年度収支決算承認の件
- ◇第二号議案 令和二年度収支予算報告の件
- ◇その他



石巻税務署 署長
三ヶ田 智様

青年部会令和二年度報告会 令和二年度報告会

青年部会令和二年度報告会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、書面開催しました。

【報告事項】

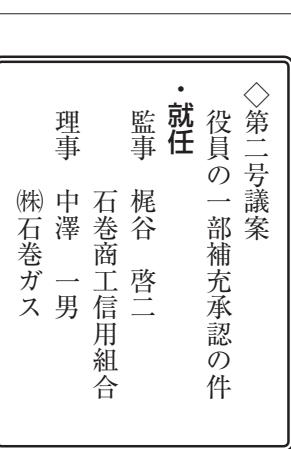
- ◇令和元年度事業報告の件
- ◇令和二年度収支決算報告の件
- ◇令和二年度事業計画報告の件
- ◇令和二年度収支予算報告の件
- ◇その他

女性部会 令和二年度報告会

女性部会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和二年度報告会を書面にて開催致しました。

提案事項は左記の通りです。(役員会承認事項報告)

- 第一 令和元年度事業報告並びに収支決算報告の件
- 第二 令和二年度事業計画並びに収支予算報告の件



令和二年度優良経理員表彰者 並びに会員増強功労者のご紹介

令和二年度優良経理員表彰と会員増強功労者表彰が発表されました。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら表彰式の開催は中止となりました。会員増強功労者表彰は、会員増強運動の一環として実施しており、二社以上のご紹介をいただきました。会員増強に大きく貢献された方々を受賞対象者としています。本年度は左記の三名が受賞されました。

会員増強功労者表彰は、会員増強運動の一環として実施しており、二社以上のご紹介をいただきました。会員増強に大きく貢献された方々を受賞対象者としています。こちらは二名の方々へ感謝状を贈呈しました。

【優良経理員表彰者 三名】 (順不同)

千葉 美枝子 殿

石巻地区森林組合

鈴木 淳子 殿

石巻パーソナル株式会社

及川 千佳子 殿

協業組合石巻浄化槽管理センター

【会員増強功労者表彰 二名】 (順不同)

秋月 義友 殿

(株)秋月トータルエージェンシー

白岩 宏 殿

新東保険事務所

終了後、石巻税務署 署長 三ヶ田 智様よりご祝辞を頂戴し、閉会となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの?

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができるないやむを得ない理由がある場合、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

Q やむを得ない理由とは?

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの?

- 申告・納付期限の前だけでなく、その期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です。

Q 申請の手續は?

- 申請する場合、必ずしも申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手續で申請できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。



新型コロナ関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

財務省・国税庁

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特 例 猶 予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

○ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも
含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行か
ら2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】8:30~17:00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。

（注）法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）は納期限後であっても申請できます。

- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けられる場合があります。

（注）現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税務署において所定の審査を迅速に行います

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

70歳までの就業
機会の確保

平成25年4月より、事業
主に65歳までの希望者全員
の雇用確保措置が義務付け
られ、令和6年度には、一

少子高齢化とそれに伴う
労働人口の減少は、依然と
して社会問題になつていま
す。

そうしたなかで、全労働
力人口総数に占める65歳以
上の割合は11.8%（平成
28年統計）と、上昇し続け
ています。

「何歳頃まで、収入が伴
う仕事をしたいですか？」
の問い合わせに、現在仕事をして
いる高齢者の約4割が「働
働きたい」と回答しており、
「70歳くらいまで」もしく
は、それ以上の回答と合
計すれば、約8割が高齢期
にも高い就業意欲を持つ
ことがあります。

28年統計）と、上昇し続け
ています。

「何歳頃まで、収入が伴
う仕事をしたいですか？」
の問い合わせに、現在仕事をして
いる高齢者の約4割が「働
働きたい」と回答しており、
「70歳くらいまで」もしく
は、それ以上の回答と合
計すれば、約8割が高齢期
にも高い就業意欲を持つ
ことがあります。

少子高齢化とそれに伴う
労働人口の減少は、依然と
して社会問題になつていま
す。

その実施状況等を踏まえ
た上で、高齢者のさらなる
活躍の促進に資するため、
適正な待遇の確保など厚生
労働省において検討が重ね
られ、令和3年4月より70

70歳時代企業はどう対応するか

70歳までの就業確保の中で、高齢者の賃金はどう決定していくか

社会保険労務士
竹山 文

働き方と年金

図表①

【受給開始年齢《男性》】			
生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金
S 28年4月2日～S 30年4月1日	61歳		
S 30年4月2日～S 32年4月1日	62歳		
S 32年4月2日～S 34年4月1日	63歳	65歳	65歳
S 34年4月2日～S 36年4月1日	64歳		
S 36年4月2日～	65歳		

【受給開始年齢《女性》】

生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金
S 33年4月2日～S 35年4月1日	61歳		
S 35年4月2日～S 37年4月1日	62歳		
S 37年4月2日～S 39年4月1日	63歳	65歳	65歳
S 39年4月2日～S 41年4月1日	64歳		
S 41年4月2日～	65歳		

図表②

働き方	勤務内容	支給調整
会社に勤務 《雇用契約》	おおむね週30時間以上の勤務 ※50人以上の会社は20時間以上	あり
	おおむね週30時間未満の勤務 ※50人以上の会社は20時間以下	なし
フリーランス で働く 《業務委託契約》	制限なし	なし

従来の最適賃金
設計

年金のほか、高齢者の公
的給付として、高年齢雇用
継続給付があります。
これは、60歳をピークに
再雇用後の賃金額が75%未
満に低下した場合、雇用保

部残つていた経過措置も終
了し、全面義務化となりま
す。

その実施状況等を踏まえ
た上で、高齢者のさらなる
活躍の促進に資するため、
適正な待遇の確保など厚生
労働省において検討が重ね
られ、令和3年4月より70

まず、年金受給開始年齢
は図表①のとおり、60歳～
64歳で受けられる「特別支
給の老齢厚生年金」は、性
別、生年月日により受給開
始年齢の引き上げが行われ
ています。

在職老齢年金とは、支給
調整された年金のこととい
います。在職による支給停止は、
65歳未満で受給する「特別
支給の老齢厚生年金」と、
60歳台前半と後半では、
支給調整基準額が異なりま
す。

働いていると、年金が一
定の支給調整を受けるのは、
年金を受けられる人が厚生
年金の被保険者となつた時
のみで、社会保険に加入し
ない働き方をする、収入
がいくらあっても、年金の
支給制限はありません。

年金の支給調整は、年金
月額と総報酬月額相当額（標
準報酬月額十その月以前1
年間の賞与額÷12）をもと
に計算されます。
60歳台前半と後半では、
支給調整基準額が異なりま
す。

65歳台前半は、年金月額
と総報酬月額相当額との合
計が28万円を超えると、年
金額の一部または全部が支
給停止されます。
65歳以後は、年金月額と
総報酬月額相当額との合
計が47万円を超えると、年
金額の一部または全部が支
給停止されます。（※47万円
は令和2年度額）

厚生年金のみが対象で、
老齢基礎年金は影響を受け
ません。

険から本人に給付されるものであります（一定の要件あり）。

これまで事業主は、定年再雇用をする従業員の賃金を決める際、これらの公的給付を利用して、「賃金＋年金＋高齢雇用継続給付」の合計額が、定年時の賃金になるべく近くなるよう最適賃金を設定することができました。

しかし、60歳で年金が支給されない、いわゆる無年金期間のある人は、「賃金＋高齢雇用継続給付」のみとなってしまい、年金受給開始年齢までと年金受給開始後の人で、同じ賃金設計をするわけにはいかなくなつてしましました。

もともと、年金額はそれまでの年金加入歴によって個人々人で差があります。

今後の法改正

さらに、年金制度にも法改正の動きがあり、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され国会に提出されています。

この中で、在職老齢年金

の額に影響するのは以下のものです。

■ 短時間労働者（週20時間以上）が厚生年金の適用対象になる事業所の規模要件

現行50人以上→令和4年10月より10人以上
上→令和6年10月より51人以上

■ 令和4年4月より、65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額が65歳以上と同じ「47万円」に引き上げられる予定です。

■ 在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額は、従来は退職するまで改定されませんでした

が、令和4年度より、毎年10月分から年金額改定が行われます。

雇用保険では、令和7年度から65歳までの雇用確保措置の全面義務化とともに、その役割を終えた高年齢雇用継続給付が縮小されることが決まっており、「賃金付」の最適賃金設計が、今までのようにはいかなくなっています。労働条件の低下が、一律認められるものではありません。

企業のとるべき対応は

では、高齢者を雇用する事業主は、どのような対応をとる必要があるのでしょ

うか。

まず、企業として、70歳までの就業確保措置の中で、どの措置を選択するのか決

定しなければなりません。

雇用によらない措置の場合、単に偽装請負にならぬよう、十分な労使協議が必要ですし、複数制度を導入した場合には、個人に

どの制度を適用するかにつ

いての話し合いが不可欠となつてきます。

本人の意向を聞いた上で、

会社が決定するというスタンスに変わりはありません

が、トラブルなく高齢者の特性に応じた多様な人材活

用を考えれば、ある程度メニューを揃えておくことが重要です。

ご承知のように、『同一労働同一賃金』も令和3年4月に、中小企業で施行さ

れます。労働条件の低下が、

りません。

また、定年再雇用後でも、次世代への技術の継承など、付加価値の高い仕事を担当してもらう場合があると思

います。

高齢者の賃金を決定するとき、年金の支給停止がかかるないよう額を決めようとすると、年金の少ない人の賃金が高くなり、年金の多い人の賃金は低くなりま

す。従業員の側からすれば、同じ仕事をしているのに、賃金に差が出るのでは不満

が残ります。

かといって、支給停止された年金は、退職後にももらえるものではなく、没収さ

れるようなもので

す。

企業が賃金で払えば払うほど、年金が止められるというのが、在職老齢年金の図式です。

複雑な要素が絡み合

うな

高齢者のみならず、他の

世代も含めた従業員全員が

それぞれの強みを生かして

活躍できる人事制度を構築

し、今後の企業の成長戦略

としていただけれどと思

当事者の業務内容と責任の程度に応じて設定し、そこ

から在職老齢年金の計算を支払うということを初めから約束しておく、いわば第

い人はそのままの額、かか

る人は減額し、その差額を

在職中積み立て、退職時に2退職金制度を設ける方法も考えられます。

賃金制度を年功序列から

成果重視にする、選択定年

制や役職定年制を導入して

おくなど、企業全体の人事

制度の見直しも必要になつ

てくるかもしれません。

働く意欲のある高齢者がその能力を十分に發揮し、環境整備していくことは、人手不足に悩む企業にとっても、相乗効果が期待できます。

年齢に関わりなく活躍でき

る社会の実現に向けて、環

境整備していくことは、人

手不足に悩む企業にとっても、相乗効果が期待できます。

年齢者のみならず、他の

世代も含めた従業員全員が

それぞれの強みを生かして

活躍できる人事制度を構築

し、今後の企業の成長戦略

としていただけれどと思

ます。

天保8年(1837)の出来事

月 日	出来事
1 5	・藩の命令により門松を下ろさせられる。
2 19	・湊村の多福院墓地で人喰いがおこる。
3 5	・仙台藩は、幕府より2万両を借りる。(10年賦、米で返済)
3 中旬	・石巻中瀬で藩の穀船(500石積)10艘の造船が始まる。
4	・羽黒山鳥屋神社の祭礼の日、70~80人の暴徒が、日野屋石巻店に押しかけ、打ち壊しをする。
4	・大肝入阿部與平治は、所管する牡鹿郡陸方18か村の死亡者数の調査をする。
4	・この段階で、牡鹿郡陸方18か村には472軒の空き家があった。
5 初旬	・米や酒を積んだ越後船(5~6艘)が、追波に入り、1切で5升の割で払い米にする。
7 25	・仙台の問屋に新米ができる。以後、石巻の問屋にも出回る。
8 22	・米と酒を積んだ越後船が、追波に入る。酒は売れても、米は1切に8升でも買う人はなかった。
9 18	・鋳銭場の地祭りが行われて人賑わう。
10 11	・チリ地震津波に襲われる。
11 8	・鋳銭場普請の棟上があり、秋祭りが行われる。
11 20	・仙台藩は、この年632,300石の減石であったことを幕府に報告する。

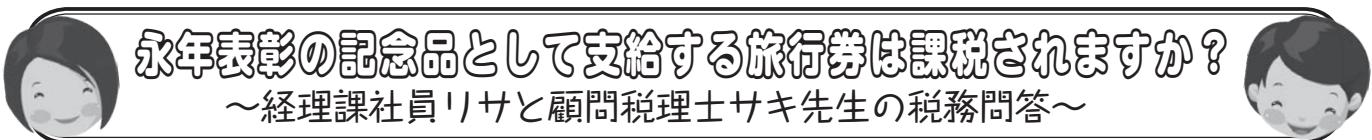
アで発生した地震によつて
起きたチリ地震津波でし
た。この津波によつて、気
仙郡(現岩手県)、本吉郡、
石巻を含む牡鹿郡、宮城郡
で被害を受けました。しか
し、この時の被害状況を記
した資料を、石巻地方では
あまり見当たりません。私
は、被害状況の記録が無い
からと言つて、被害が無
かったとは思つていませ
ん。前年から続いてきた飢
饉の中で、人々は生き抜く
ことに精一杯であり、記録
に残すなどの余裕はなかつ
たのだろうと考えていま
す。

「これは、勇蔵が言うよう
に、地震を感じないで津波
が襲つたので、人々は驚いたことと
思います。これは、前日のチリのパラディビ
テ津波が襲つてきた。」
秋祭りも行われています。
それでも、地域復興を願う人々
の願いが込められているよ
うです。

この鋳銭場の建設工事に
しても、中瀬で行われた穀
船の造船にしても、生き
残つた人、職を失つた職人
を就労させる救助普請の意
味を持ち、人々にとつては
有り難い工事であったと思
います。

荒廃した耕地からの米の
収穫には限界がありまし
た。前年の九十一万五千石
の減収程ではないにして
れない年でした。十一月
二十日に六十三万二千三百
石の減石であつたことを幕
府に報告しています。

天保八年は、復興の兆し
を感じつつも、飢饉と災害
が進んでいた鋳銭場の棟上
に苦しめられた年でした。



永年表彰の記念品として支給する旅行券は課税されますか？ ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 舟田 浩幸

-  **リサ** 最近は、新規雇用も難しくなってきていますので、従業員の定着率を上げるために、永年表彰制度を導入することにしました。永年表彰にあたって記念品を支給しようと思いますが、注意する点はありますか。
-  **サキ先生** 記念品の支給は原則として経済的利益として給与課税が必要ですが、一定のものは課税しなくてよいこととされています。
-  **リサ** どのような場合に課税されないのですか。
-  **サキ先生** 旅行・観劇等の招待または記念品の支給で、その利益の額が勤続年数に照らして社会通念上相当であり、かつ、1回目の表彰は概ね10年以上の者を対象とし、2回目の表彰からは概ね5年以上の間隔において行われているものは給与課税の必要がありません。
-  **リサ** 記念品として商品券を支給した場合は給与課税が必要ですか。
-  **サキ先生** 商品券は現金と同じですから給与等として源泉徴収が必要です。
-  **リサ** では、旅行券の場合も給与等として源泉徴収が必要になるのですか。
-  **サキ先生** 旅行券も原則給与課税が必要ですが、商品券とは違って、所定の要件を満たせば課税しなくてよいこととされています。
-  **リサ** その要件とはどのようなものですか。
-  **サキ先生** まず、旅行券の支給後1年以内に旅行券を使って旅行をする必要があります。次に、その旅行の範囲が、旅行券の額からみて相当なものであることが必要です。海外旅行でも金額が相当であれば構いません。そして、旅行券を使用して旅行をした場合に、所定の報告書に必要事項を記載し、旅行先等を確認できる資料を添付して会社に提出することが必要です。所定の必要事項とは、旅行券で旅行した従業員の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行会社等への支払額等です。さらに、旅行券の支給後1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合には、その使用しなかった旅行券を会社に返還する必要があります。これらの要件をすべて満たせば、給与課税は必要ありません。
-  **リサ** 少女の事務手続きが必要ですが、旅行券の支給が最も喜ばれると思いますので、旅行券を支給しようかと思います。
-  **サキ先生** 旅行券を支給する際には、従業員さんに、1年以内に旅行する必要があること、書類・添付資料の提出が必要なことを確実に伝えてくださいね。

筆者紹介

舟田浩幸（ふなだ・ひろゆき）

東京国税局調査第一部外国法人調査第3部門主査、同局調査第四部国際税務専門官（移転価格担当）、渋谷税務署国際税務専門官（所得税担当）、芝税務署 国際税務専門官（源泉所得税担当）などを経て、2016年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。

行事予定

7月11日(土)	移動検診車による定期健康診断	9:00 石巻ルネッサンス館
7月14日(火)	【県連】第1回広報委員会	15:30 宮城県連事務局会議室
7月16日(木)	【県連】第1回事業委員会	15:30 宮城県連事務局会議室
7月17日(金)	【東北六県連】青年部会代表者懇談会	未定 未定(会場:福島県)
7月22日(水)	【県連】第1回厚生委員会	15:00 大同生命保険株仙台青葉ビル
	【県青連】第2回正副会長会議	17:00 宮城県連事務局会議室
7月28日(火)	【県青連】第2回租税教育推進委員会	18:30 宮城県連事務局会議室
7月29日(水)	【県女連】第2回部会長会議	12:00 江陽グランドホテル
8月26日(水)	新設法人説明会(第1回)	14:00 未定
8月21日(金)	【県連】事務局職員研修会	14:00 未定
8月27日(木)	【女性部会】税務研修会	14:00 未定
8月28日(金)	【女川支部】税務研修会並びに支部報告会	14:30 女川町まちなか交流館
9月3日(木)	【県連】第2回事務局長会議	13:00 宮城県連事務局会議室
9月5日(土)	移動検診車による定期健康診断	9:00 石巻ルネッサンス館
	かほく支部:税務研修会並びに報告会	15:30 石巻かほく商工会本所
9月9日(水)	かほく支部:交流会	17:30 プラザきかく
	東松島支部:税務研修会並びに報告会	15:30 東松島市商工会本所
9月11日(金)	東松島支部:交流会	17:30 ちゃんこ萩乃井
9月14日(月)	県連:第1回組織委員会	13:00 宮城県連事務局会議室
9月15日(火)	県連:第2回税制委員会	15:30 宮城県連事務局会議室
	第2回正副会長会議	15:00
	第2回理事会	16:00
9月16日(水)	経営講演会	17:00 石巻グランドホテル
	令和2年度福利厚生制度連絡協議会	18:00
	会員交流会	18:30
9月17日(木)	県連:第2回総務委員会	15:30 宮城県連事務局会議室
	大型保証制度連絡協議会	16:00 未定
9月24日(木)	河南桃生支部:税務研修会並びに報告会	15:30 河南桃生商工会桃生支所
	河南桃生支部:交流会	17:30 和ダイニング葵
9月28日(月)	県連:第2回理事会	
10月1日(木)	女性部会:仙台北法人会40周年記念式典	17:00 仙台勝山館
10月16日(金)	県女連:第3回部会長会議	12:00 未定
10月20日(火)	(公社)豊島法人会創立70周年記念式典	17:30 ホテルメトロポリタン池袋
11月14日(土)	「税を考える週間」税のイベント	13:30 未定
11月19日(木)	東北六県連:運営協議会	15:30 江陽グランドホテル
11月21日(土)	移動検診車による定期健康診断	9:00 石巻ルネッサンス館
11月27日(金)	東北六県連:職員研修会	14:30 未定

<http://www.i-houjinkai.jp>

※当会ホームページからも、行事予定をご覧いただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定が変更になる場合
がございます。

新規入会会員紹介

※入会日の若い順に掲載しております
(令和2年4月～令和2年6月)(敬称略)

株 H A R D Y (機械工具商)

(有)上品オート(自動車販売・修理業)

代表取締役 山下 大介
石巻市流留字二番閑八十二一三十三

代表取締役 小野原 弘三郎
石巻市三輪田字堀ノ内一二五

高時建設(建設業)
贊助会員入会

その他、掲載を希望されない
1社様にもご入会をいただきました。

代 表 石巻市水沼字館下八二

《パズル・数独》

※ルール①: まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②: タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう?

9			2	6			7
	1				8		
	8	7				3	
1				3			6
2							4
8		2			7		
6				9	5		
7					2		
3		5	6				1

◆解答を書いたパズルを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼り、住所・氏名・連絡先と広報誌の感想・ご意見などを一言ご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選でクオカード1,000円分を3名様へプレゼントいたします。〆切は8月末日までとさせていただきます。

『送
り
先』

〒986-0032 石巻市開成1-35
石巻ルネッサンス館内
(公社)石巻法人会 パズル係



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 石巻営業所/
宮城県石巻市鷲町3-15(太陽生命石巻ビル5F)
TEL 0225-22-5551

AIG 損保
法人会のビジネスガード Series
Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ
会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償
ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。
労務・雇用トラブルに備える
スマートプロジェクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険
STARs(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険
(企業財産保険・火災損害補償契約+地震・大火危険補償契約等)

個人情報の漏えい事故対策
マイナンバー対応

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食料品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償
CPI(生産物品質保険・CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリンク
WorldRisk®

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ先
石巻支店

〒986-0812
宮城県石巻市東中里2-10-16
TEL.0225-23-1408 FAX.0225-94-6140
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

「生きる」を創る。
Aflac

（引受保険会社） **アフラック** 仙台総合支社

法人会フリーダイヤル
0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。